

泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務に関する仕様書

1 業務名

泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務

2 目的

電子データによる議会関連資料やその他関係資料の共有、情報の伝達・共有及びペーパーレス会議を実現するためのツールを導入・運用することにより、議会運営の活性化及び議会・議員活動の効率化を図る。

そのために、必要となるタブレット端末の導入及び通信サービスの利用契約を行う。

なお、ペーパーレス会議を実現するためのソフトウェア（以下、議会運営支援用システムという。）の調達は、本業務とは別に実施する。

3 履行期間

平成30年3月1日から平成32年2月29日までとする。

4 業務の内容

本業務の内容は、次の（１）～（６）の項目を一括して行うものとする。

（１）タブレット端末等の納入

以下の仕様を満たすタブレット端末40台機器一式を納入すること。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 機種 | iPad Wi-Fi+Cellular モデル |
| ② OS | iOS |
| ③ CPU | A10XFusion M10 コプロセッサと同等以上 |
| ④ ストレージ | 64GB以上 |
| ⑤ 重さ | 700g以下 |
| ⑥ ディスプレイ | 12.9インチ |
| ⑦ 通信機能 | 4G LTE利用可能 |
| ⑧ 無線LAN | IEEE 802.11a/b/g/n/ac が利用可能 |
| ⑨ 付属品 | 電源アダプタ・画面保護フィルム付属 |

なお、タブレット端末は契約期間満了後、泉大津市の所有物として取り扱うこととする。

（２）通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線40回線を提供すること。

- ① タブレット端末で利用可能なLTE／3G通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ② 1台を親回線、39台を子回線として、全体でパケット量を計算することとし、全

体の通信量が100ギガバイトまで速度低下を起こさないこと。

- ③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係らず定額であること。
- ④ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ⑤ データ通信量を、調達する全ての回線で、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること。
 - (イ) シェアしているデータ通信総量が契約上限を超えた場合の容量追加は、管理者権限により追加できるものとし、管理者以外の権限で追加できないようにすること。
- ⑥ 下記の条件を満たす、タブレット端末の管理機能を提供すること。
 - (ア) 管理画面
泉大津市ネットワーク上のパソコンをMDM管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。
 - (イ) 検知項目
不正アプリインストール
 - (ウ) 設定項目
データ通信回線の利用中断・再開、リモートワイプ、リモートロック (MDM管理機から遠隔操作可能であること)
 - (エ) 情報取得
iOS のバージョン情報、インストール済みアプリケーション (バージョンを含む)
- ⑦ 有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。
- ⑧ 電波が入りにくい建物やエリアについては、無償で電波の改善対策を実施できること。

(3) タブレット端末初期設定等の実施

以下の条件を満たす初期設定等を実施し、納入する。

- ① 初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、設定すること。
- ② 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。
- ③ 管理台帳を作成すること。
- ④ 管理番号や、サポートダイヤル等の情報をラベル貼付すること。
- ⑤ 1台毎に設定シートを作成し、指定するメールアドレス・ID・パスワードを登録すること。
- ⑥ 本市が指定する全ての機能・アプリケーションのインストール・ホーム画面・ブックマーク登録等の設定を行うこと。

- ⑦ 本業務とは別に本市が調達を実施した、議会運営支援用システムであるアプリケーションのインストール・設定を行うこと。
- ⑧ 管理者が管理する上で必要な各種機能（メール、スケジュール管理、コミュニケーションツール（ビジネスチャットツール）、MDMサービス等）を、本市が指定する管理者用 Windows7 または 10 搭載パソコンに対し、初期設定を行うこと。
- ⑨ 画面保護フィルムを各端末に添付すること。

（４）タブレット端末の操作説明会の実施

納入時に、タブレット端末の利用者及び管理者を対象とした操作研修を次のとおり実施すること。また、運用状況により、本市からフォロー研修を依頼した場合は、開催時期を本市と相談の上実施すること。なお、操作研修後の問い合わせ等にも適宜対応すること。

① 管理者研修

対象者 約 10 名（議会事務局等の職員）

（ア）研修は、1 回（2 時間程度）とする。

（イ）研修内容は、タブレット端末管理（MDMサービス）、メール、スケジュール管理、コミュニケーションツール（ビジネスチャットツール）の操作方法

（ウ）端末の紛失盗難時及び故障時の対応説明

② 利用者研修

対象者 約 40 名（議員及び議場出席の理事者）

（ア）研修は、1 回（2 時間程度）とする。開催数等は、本市と相談の上決定する。

（イ）研修内容は、端末起動、画面の操作、アプリの使用方法、カメラ操作、インターネット検索、メール・スケジュール管理、コミュニケーションツール（ビジネスチャットツール）の操作方法

（５）メール・スケジュール管理・コミュニケーションツールの内容

① 全般

（ア）クラウド型のサービスとする。

（イ）Windows 7 または 10 搭載パソコンのブラウザからも、その機能を利用できること。

（ウ）ID 及び機能ごとに、アクセス権限の設定ができること。

（エ）ID 及び機能ごとに、管理者権限・書き込み権限・閲覧権限等の権限設定ができること。

② メール

（ア）タブレット端末ごとに付与されたメールアカウントにより、場所及び時間の制約なくメールを送受信することができること。

（イ）個人・グループで使用できるメール機能を提供すること。

- (ウ) IDごとにメールアドレスの設定ができること。
- (エ) メールの保存容量は、1 IDあたり2GB以上であること。
- (オ) メールの開封を発信者が確認できること。
- (カ) メール着信を知らせる機能があること。
- (キ) IDをもつ利用者すべてに添付ファイル付きで同報発信できること。
- (ク) ウイルスメール及びスパムメール対策がなされていること。
- ③ スケジュール管理
 - (ア) 個人、グループごとにスケジュールを作成できること。
 - (イ) 1スケジュールごとに、作成者が公開・非公開の設定や公開先の設定ができること。
- ④ コミュニケーションツール（ビジネスチャットツール）
 - (ア) グループごとに使用できること。
 - (イ) グループごとに、公開・非公開の設定や公開先の設定ができること。
 - (ウ) メッセージを送信した者から、未読者が誰であるかを特定できること。

(6) 保守

以下の保守を提供すること。

- ① タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。また、受付窓口は一元化していること。
- ② タブレット端末紛失及び盗難時は本市からの連絡を受付け、利用状況の監視、遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を行うこと。
- ③ タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスを付与すること。
- ④ 故障対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等を実施すること。
- ⑤ 故障対応は、問い合わせを受けた時間から、原則48時間以内に対応すること。

5 共通事項

(ア) セキュリティ

- ① IDごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- ② 利用ログが記録され、必要な場合に本市に対して提供可能であること。
- ③ 第三者による不正使用または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

(イ) マニュアルの作成

以下のマニュアルを作成すること。

① タブレット端末設定マニュアル

② セットアップ ID 取得マニュアル／リセットマニュアル

③ 利用者マニュアル

記載にしたがった操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。

④ 管理者マニュアル

関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

6 請求及び支払い方法

請求及び支払い方法について、以下の条件を満たすこと。

(ア) 請求は、全回線分を一括請求で毎月払いとし、本市に対し、全回線分の総額がわかる請求書を送付すること。また、タブレット端末代金は、契約期間（24か月）で分割した額とする。

(イ) 請求書とあわせて、回線（40回線）ごとに、通信料金、タブレット端末代金及びデータ通信使用量が確認できる内訳明細を添付すること。

7 納品

(ア) 納入日は、3月上旬とする。また、キitting作業等に要する期間については、本市と相談の上決定する。

(イ) 納入の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。

(ウ) 不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。

8 その他

① 本業務の履行にあたっては、有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等次の関係法令を遵守すること。

② 本業務の一部を、代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。

③ 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。